

# 大切に 信らい すること されること

平成18年度「児童福祉週間」標語

子どもが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていただけるような環境・社会を作っていくことが望まれています。

「児童福祉週間」は、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日「こどもの日」から1週間と定めて、児童福祉の理念の普及と啓発のための各種事業や行事が行なわれていますが、平成18年度は60周年の節目の年に当たることから、「次代を担う子どもたちからの発信」がテーマとなっています。

子どもを取り巻く環境は、急速な少子化の進行や児童虐待の増加など大きく変化しており、家庭や地域における子育て機能が低下する中で、夢や希望を持ちながら子育てのできる環境を地域社会全体で築いていくことが大切です。

子ども全般の相談、どこに相談したらよいか分からないときは、次の窓口にご相談下さい。相談内容によって担当部署あるいは専門機関に引き継ぎます。

児童虐待などの緊急の相談・通告は、夜間・土日・祝祭日でもお受けします。

幌延町児童相談室（幌延町役場内）  
町民課保健福祉グループ 福祉住民担当

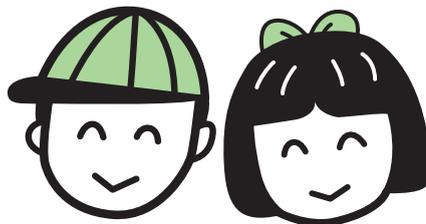
電話 01632-5-1111

※夜間や休日等は、役場の警備員等が受け、担当者に連絡して対応します。

- 民生委員児童委員には、子どものことを専門に担当する「主任児童委員」がいます。

【主任児童委員】 古川由紀子 ☎01632-5-1910

【主任児童委員】 森崎登代子 ☎01632-6-5317



## 6月1日は「人権擁護委員の日」です

稚内人権擁護委員協議会では人権擁護委員の日に合わせて全国一斉の特設相談所を開設します。

相談は、離婚など家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめ事など、幅広い内容となっております。

相談内容についての秘密は守られ、難しい手続きも必要ありませんので、お気軽にお越しください。

なお、幌延町の人権擁護委員は、町長から推薦を受けた2名が法務大臣から委嘱されており、

飯沢 弘さん

栄 町 ☎5 1 3 7 9

前田 忠實さん

字問寒別 ☎6 5 1 5 0

全国一斉  
「人権擁護委員の日」  
特設相談所

日時 平成18年6月1日(木)

午前10時から午後3時まで

場所 幌延町役場

相談 無料